

第1 請求の受付

1 請求人

市内在住の個人

2 請求書の提出日

平成 25 年 3 月 26 日

3 請求の要旨

提出された明石市職員措置請求書及び事実を証する書面並びに請求人陳述により、請求の要旨を次のとおり解した。

明石市長は、無償で給与から明石市職員労働組合費を天引きするため、不当に人事課職員の人件費等を支出している。

よって、明石市長に対し、明石市職員労働組合費のチェックオフの処理に要した平成 23 年度、平成 24 年度分の人事課職員の人件費、明石市職員の給与支払で使用している計算システムの購入費及びシステム維持費を補填する措置を講じるよう求める。

4 要件審査

監査の実施にあたり、本請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件に適合しているかについて審査を行った結果、要件を具備しているものと認め、平成25年4月2日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件の監査対象事項は次のとおりとする。

「明石市長は、無償で給与から明石市職員労働組合費を天引きするため、不当に人事課職員の人件費等を支出していること」について

2 監査対象部課

総務部職員室人事課

総務部情報管理課

3 監査の方法

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出を求め、平成 25 年 4 月 16 日に陳述の機会を与えた。

監査対象部課に対し、関係書類の提出を求めるとともに事情聴取を行い、事実の確認を行ったほか、請求人と同様に平成 25 年 4 月 16 日に陳述の機会を与えた。

関係人に対し、関係書類の提出を求め、事実の確認を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

請求人から提出された関係書類及び監査対象部課から提出された書類の調査並びに関係職員の事情聴取等により、次の事実を確認した。

「明石市長は、無償で給与から明石市職員労働組合費を天引き（以下「控除」という。）するため、不当に人事課職員の人件費等を支出していること」について

給与からの組合費控除について

ア 職員が自治労明石市職員労働組合（以下「労働組合」という。）へ加入又は脱退した場合は、月初に労働組合の中央執行委員長が人事課長宛に書面（「組合費の引き去り及び停止の依頼について」）にて組合費の新たな控除又は控除停止を依頼している。

人事課長は、人事課給与係の担当職員（以下「給与係職員」という。）に命じて、人事給与システムを使用し、対象となる職員の組合費控除の設定を行わせている。

なお、職員の労働組合への新たな加入又は脱退がない月は、組合費控除に係る給与係職員の人事給与システムへの設定作業は発生しない。

イ 給与支給日の概ね 1 週間前までに、給与係職員が人事給与システムを使用し、職員の給与計算を行い、計算終了後に各種控除額（所得税、住民税、社会保険料、組合費等）の集計表（以下「控除額集計表」という。）が自動的に作成される。

ウ 給与係職員は、労働組合に対し、控除額集計表に基づいた組合費の控除合計額を伝え、労働組合は、組合費の控除合計額を記入した振込用紙を人事課給与係に提出する。

エ 給与係職員は、組合費の控除合計額について、労働組合が指定する銀行口座への振込送金手続を、組合費以外の各種控除分の手続とともに行う。

オ 給与からの控除は、給与等支給明細書でも確認した。

給与からの組合費控除に関する事務に要する費用の徴収について

給与からの組合費控除に関する事務に要する費用について、組合費以外の各種控除分の取扱いと同様に、労働組合から徴収はしていない。

給与からの組合費控除に関する事務に要する費用の支出について

ア 給与係職員の人件費

給与からの組合費控除に要する事務作業時間を特定することは困難であるが、

仮に、加入又は脱退に係る事項の入力に要する時間を算定するのであれば、1件あたり長くとも20秒となる。これに給与係職員の平均時額である1,867円、給与からの組合費控除等事務件数111件（平成24年度）を掛け合わせて算定すると、年間で1,151円となる。

イ 人事給与システムの構築に係る費用及び維持管理費

人事給与システムの構築に係る費用について、元々のパッケージシステムに汎用機能として給与からの組合費控除機能が組み込まれており、当該機能は明石市向けに仕様変更をしたものではないので、給与からの組合費控除に係る費用を特定し、算定することは難しい。

人事給与システムの維持管理費について、給与からの組合費控除に係る機能は、システム導入後に人事給与に係るプログラムの改修を行っていないので、費用は発生していない。

また、当該機能のシステム維持管理に係る費用を特定し、算定することは難しい。

2 監査委員の判断

請求人の「明石市長は、無償で給与から明石市職員労働組合費を天引きするため、不当に人事課職員の人件費等を支出している。」との主張については、次のように判断する。

給与からの組合費控除及び控除に関する事務に要する費用について

給与からの組合費控除については、地方公務員法第25条第2項に「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」と規定され、当該規定を受けて、明石市職員の給与に関する条例第2条の2第5号では、「登録を受けた職員団体の団体費」を給与から控除できる旨が規定されている。この規定に基づき、明石市長は、登録を受けた団体である労働組合の組合費を給与から控除している。

給与からの組合費控除に関する事務については、明石市事務分掌規則第7条に基づく給与事務の一環として、市職員である給与係職員が市の給与支払システムを使用している。

内部情報システム再構築・運用業務委託費の支払いについては、契約に基づいて行われている。

以上により、当該事務に係る人件費等の支出について、いずれも法令等に基づいて行われており、違法とは認められず、また、法令の趣旨や目的を逸脱した運用がなされている証左もないことから、不当とも認められない。

無償での給与からの組合費控除について

給与からの組合費控除を無償で行うことに関する法令の根拠は見当たらなかった。

また、提出された請求書並びに請求人陳述からも、無償で行うことが不当である理

由や事実は明確に示されていないことから、次のことにより判断を行った。

不当労働行為

給与からの組合費控除が不当労働行為に該当するかについて、「労働省労政局労働法規課長内翰 昭和 24 年 8 月 1 日付」では、労働組合法第 7 条第 3 号に規定する「支配」及び「介入」にはあたらないとし、また「労働省労政局長通知 労発第 317 号 昭和 24 年 8 月 8 日付」では、同法同条に規定する「労働組合の運営のための経費」の援助には該当しないとしている。

以上の国の見解からも、たとえ無償で給与からの組合費控除を行った場合でも不当労働行為にあたるとはいえない。

他市の状況

明石市を除く兵庫県下 28 市における給与からの組合費控除の状況については、次のとおりである。

- ア 実施状況 28 市全てが行っている。
- イ 実施根拠 28 市全てが実施根拠条例を制定している。
- ウ 費用徴収 28 市全てが費用を徴収していない。

以上の他市の状況からも、無償での給与からの組合費控除について、社会通念上、不当とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件請求については、いずれも請求人の主張には理由がないことから、棄却する。